

千葉県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年10月30日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総総第468号  
平成27年10月29日

千葉市監査委員 清水 謙司 様  
同 宮原 清貴 様  
同 村尾 伊佐夫 様  
同 森 茂樹 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第8号、第10号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 財政援助団体</p> <p>ア 公益財団法人 ちば国際コンベンションビューロー</p> <p>(ア) 事業実績報告書の経費の内訳を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉県補助金等交付規則第12条及び公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金要綱第9条によると、補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した事業実績報告書に市が必要と認める書類を添付して報告しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、コンベンションビューロー事業実績報告書の経費の内訳については、補助金額には影響はなかったものの、補助対象事業費の算定誤りがみられた。</p> <p>公益財団法人ちば国際コンベンションビューローは、事業実績報告書の経費の内訳を適正に作成されたい。</p>	<p>公益財団法人ちば国際コンベンションビューローにおける事業実績報告書の経費の内訳については、平成27年3月に集客観光課長から同法人に対し、補助対象事業費を適正に算定した上で事業実績報告書の経費の内訳を作成するよう指導した。</p> <p>これを受け、同法人は平成26年度の事業実績報告書から経費の内訳を適正に作成している。</p>